

物品の購入等
物品の賃貸借
業務の委託等

競争入札参加資格審査 申請の手引

《令和5・令和6年度用》

江差町財政課財政係

〒043-8560 北海道檜山郡江差町字中歌町193番地1
TEL 0139-52-6715（直通）・Fax 0139-52-0234

この申請手続きは、令和5年度及び令和6年度に江差町（江差町教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会を含む）が発注する物品等の購入等及び物品の賃貸借契約並びに業務の委託契約に係る競争入札に参加を希望される方について、あらかじめ資格の有無を審査するものです。

資格審査の結果、資格者になりますと令和5年度及び令和6年度の競争入札参加資格者名簿に登録されます。

なお、資格を有することにより自動的に、又は直ちに発注があるということではありませんので、ご留意願います。

1. 資格審査申請に当たっての留意事項

（1）審査基準日

資格審査の基準日は、令和5年1月1日です。

（2）資格要件

競争入札参加資格申請者は、次に掲げる要件を満たしているものとします。

- ① 地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定（次に掲げる事項）に該当しない者であること。
ア 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（ただし、未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
イ 破産者で復権を得ない者
- ② 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ③ 国税、都道府県税、江差町税を滞納している者でないこと。
- ④ 審査基準日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
「引き続き」とは審査基準日から遡って1年以上その事業を営んでいるということですが、事業を廃止し、新たに事業を再開した場合は引き続きその事業を営んでいることにはなりません。
ただし、会社が登記上存在し、1年以上（一時休業を含む。）事業を営んでいる場合は、資格要件を満たすことになります。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者を言う。）に該当しないこと。

※ 申請にあたっては、競争入札参加資格審査申請書に記載してある誓約事項と申出事項を承知のうえ、提出してください。

（3）申請書の受付期間

資格審査申請書の受付は、次の期間内に行います。

郵送による申請書の提出を認めています。

令和5年2月1日（水）から令和5年2月24日（金）まで

※郵送での申請の場合、令和5年2月24日（金）必着です。

受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

※ 申請書の受付期間以外の受付は行っておりません。

※ 申請書記載内容の誤り、添付書類の不足・誤り等があった場合に、書類の内容についての説明や再提出を求めることがあります。

(4) 申請書の交付及び受付部署

資格審査申請書の交付及び受付は、財政課財政係で行います。

(5) 審査結果の通知

審査は、遅くとも申請を受理した日から起算して1週間以内に審査を終了します。

申請者に対する資格の有無の通知は、審査終了後に役場財政課財政係にて交付します。郵送での審査結果の通知は返信用封筒を添付して申請した場合のみとします。

(6) 有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までです。

(7) 協同組合等の取扱い

① 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、資格要件のうち、営業年数にかかる資格要件は適用しません。

ア．経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

イ．中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に構成員の過半数が競争入札参加資格を有するとき。

② 申請書の受付期間

資格審査申請書は、(3)の申請書の受付期間のほか、次のいずれかに該当したときに提出することができます。

ア．中小企業等協同組合又は協業組合が、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けたとき。

イ．構成員の過半数が競争入札参加資格者である企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(8) 行政書士等の代理申請

行政書士等の代理人による申請を認めています。

代理による申請の場合は、こちらの質問に回答できるよう十分に配慮されるようお願いします。

なお、会社の従業員や支店の社員の方などが申請書を作成し提出する場合は、代理申請ではありませんので、この場合は、申請書の「代理申請人」欄の記載及び委任状は不要です。

① 申請書への押印

行政書士が代理申請する場合には、申請書の「申請代理人」欄に申請代理人の押印をしてください。ただし、委任状の「受任者」欄に押印した印と同一のものを使用してください。

② 委任状の提出

代理人申請を行う場合には、申請者本人から申請代理人への委任状の提出が必要です。委任状は次の条件を満たした正本を必ず提出してください。

- ア. 委任状の日付が申請日から３か月以内のもの
- イ. 委任の範囲が具体的に記載してあること
- ウ. 受任者が行政書士の場合には、行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること
- エ. 委任者及び受任者の氏名及び住所の記載があること

(9) 提出書類等

競争入札参加資格審査申請書（様式1）に、次に掲げる書類を併せて提出して申請してください。

※ 登記事項証明書、営業証明書、各納税証明書、委任状等は、申請受付時前3か月以内に発行されたものを提出してください。

①法人の場合（中小企業等協同組合、協業組合の場合は③による。）

	区 分	摘 要
1	登記事項証明書（写し可）	法務局の発行するもの
2	国税の納税証明書（写し可）	税務署の発行するもの（様式その3の3） ・法人税、消費税及び地方消費税に未納税額のないことの証明 ※ 税務署への納税証明書の請求には、e-Taxを使ったオンライン請求が便利ですので、ぜひご利用ください。
3	都道府県税の納税証明書（写し可）	道税事務所、（総合）振興局税務課の発行するもの ・個人道民税・地方消費税を除く道税について滞納がないことの証明 ※ 本店が道外で、道内に支店等がない場合、本店所在地の都府県税の納税証明書
4	江差町税の納税証明書（写し可）	江差町の発行するもの ・法人町民税（審査基準日までに確定している最も新しい2事業年度分） ・その他該当のある税目（固定資産税、軽自動車税、個人町道民税特別徴収）（令和2・令和3年度分） ※ 本店が江差町外で、江差町内に支店等がない場合は不要
5	財務諸表（貸借対照表、損益計算書）（1事業年度分）（写し可）	審査基準日までに確定している最も新しい1事業年度分（1事業年度が12か月に満たない場合は、更に前1事業年度分）
6	営業許可等の写し	申請書に記載した品目又は業務の営業に関する許可等を有している場合
7	法定保険加入状況一覧表	加入該当事業所でない場合も必要
8	委任状	行政書士等が代理申請を行う場合に必要
9	定款又は寄附行為	会社以外の法人の場合

②個人の場合

	区分	摘要
1	身分証明書（写し可）	市区町村長の発行するもの
2	営業証明書（業種の記載があるもの）（写し可）	市区町村長の発行するもの ※ 営業証明書が発行されない場合及び業種（事業内容）が記載されていない場合は、希望する業種の営業を証する書類（業種の取扱いを証する契約書、請書、請求書（控）、納品書（控）等）
3	国税の納税証明書（写し可）	税務署の発行するもの（様式その3の2） ・申告所得税又は申告所得税及復興特別所得税、消費税及び地方消費税に未納税額のないことの証明 ※ 税務署への納税証明書の請求には、e-Taxを使ったオンライン請求が便利ですので、ぜひご利用ください。
4	都道府県税の納税証明書（写し可）	道税事務所、（総合）振興局税務課の発行するもの ・個人道民税・地方消費税を除く道税について滞納がないことの証明 ※ 本店が道外で、道内に支店等がない場合、本店所在地の都府県税の納税証明書
5	江差町税等の納税証明書（写し可）	江差町の発行するもの ・個人町道民税普通徴収、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（令和2・令和3年度分）
6	損益計算書等（1事業年度分）（写し）	① 青色申告書を提出した方は、審査基準日直前1年分の確定申告書の写し及び損益計算書（裏面の内訳を含む。）の写し ② その他の方（白色申告）は、審査基準日直前1年分の確定申告書の写し及び営業収支の状況が明示されている書類（収支内訳書両面）の写し
7	営業許可等の写し	申請書に記載した品目又は業務の営業に関する許可等を有している場合
8	法定保険加入状況一覧表	加入該当事業所でない場合も必要
9	委任状	行政書士等が代理申請を行う場合に必要

③中小企業等協同組合、協業組合の場合

	区分	摘要
1 } 8	「(1) 法人の場合」の提出書類 (1～8)と同じ書類	
9	中小企業等協同組合、協業組合 の定款	
10	協同組合等の概要	
11	官公需適格組合証明書（写し）	官公需適格組合の場合

2. 変更審査申請書及び変更届の取扱い

(1) 変更審査申請書及び変更届の提出が必要な変更事由

資格の有効期間内に、次の事項に変更のあったときは、別添の競争入札参加資格変更審査申請書（様式2）又は競争入札参加資格関係事項変更届（様式3）を、速やかに提出してください。

① 競争入札参加資格変更審査申請書を提出する場合

- ア. 資格者の営業が相続、合併、営業譲渡又は会社分割により移転した場合
- イ. 中小企業等協同組合及び協業組合がその構成員を変更した場合

② 競争入札参加資格関係事項変更届を提出する場合

- ア. 住所、商号又は名称、代表者氏名、資本金、組織、電話番号（本店）、支店等の名称、主たる事業を変更した場合

(2) 提出書類

① 競争入札参加資格変更審査申請書を提出する場合

	変更事項	主な添付書類
1	相続	ア. 相続を証する書面（戸籍謄本、分割協議書等） イ. 相続した者に係る市区町村長発行の身分証明書
2	合併	(1) 合併された企業が法人の場合 ア. 合併契約書、公正取引委員会の届出受理書 イ. 解散登記に係る登記事項証明書（写し） （解散登記未了の場合は、合併に係る総会議事録の写し） ウ. 存続又は新たな法人に係る資格審査申請書及び添付書類
		(2) 合併された企業が個人の場合 ア. 合併を証する書面 イ. 存続又は新たな法人に係る資格審査申請書及び添付書類
3	営業譲渡	(1) 譲受人が法人の場合 ア. 譲渡契約書（写し）、公正取引委員会の届出受理書（写し） イ. 登記事項証明書（写し）（譲渡に関し、登記の必要なもの） (2) 譲受人が個人の場合 ア. 譲渡契約書（写し） (3) 譲受人が非資格者の場合 ア. 譲渡契約書（写し）、公正取引委員会の届出受理書（写し） イ. 譲受人に係る資格審査申請書及び添付書類

4	会社分割	(1) 承継した者が資格者の場合 ア. 分割計画書又は分割契約書（写し）、公正取引委員会の届出受理書（写し） イ. 分割登記に係る登記事項証明書（写し） （分割登記未了の場合は分割に係る総会議事録写し） (2) 承継した者が非資格者の場合 ア. 分割計画書又は分割契約書（写し）、公正取引委員会の届出受理書（写し） イ. 承継した者に係る資格審査申請書及び添付書類
5	協同組合等の構成員の変更	(1) 組合員が脱退した場合 脱退を証する書面 (2) 新規に加入した組合員がある場合 加入を証する書面

② 競争入札参加資格関係事項変更届を提出する場合

	変更事項	主な添付書類
1	住所（本店）	(1) 法人の場合登記事項証明書（写し） (2) 個人の場合 ア. 住民票（写し） イ. 営業証明書等（写し）
2	代表者氏名	法人の場合は登記事項証明書（写し） 個人の場合は営業証明書（写し）及び身分証明書（写し）
3	資本金	登記事項証明書（写し）
4	商号又は名称	(1) 法人の場合変更に係る登記事項証明書（写し） (2) 個人の場合変更を証する書面
5	組織 個人→(有)→(株)	登記事項証明書（写し）
6	電話番号（本店）	
7	支店等の名称	
8	主たる事業	

※ その他必要に応じ、関係書類の提出を求める場合があります。

※ 実印の変更及び支店長等の変更に係る届出は不要です。

4. その他

(1) 様式の入手について

各様式は、財政課財政係に備え付けているほか、江差町のホームページから入手できます。

競争入札参加資格審査申請書（様式１）の記載要領

- (１) 年月日
申請書の提出年月日
- (２) 申請人の所在地
法人は本店の、個人はその根拠となっている郵便番号、電話番号、所在地を記入してください。
- (３) 商号又は名称
法人は登記されている商号を、個人は使用している名称を記入してください。
- (４) 代表者
法人は代表する役職名と氏名を、個人は戸籍上の氏名を記入してください。
- (５) 申請代理人の所在地
申請代理人の郵便番号、電話番号、所在地を記入してください。
- (６) 申請代理人
申請代理人の氏名を記入してください。（委任状の受任者の氏名と一致すること）
- (７) 印
行政書士による代理申請の場合のみ使用します。
- (８) 支店等
本店が江差町外で支店等が江差町と取引をする場合、取引をする支店等の郵便番号、電話番号、所在地、商号又は名称、支店等の代表者の氏名を記入してください。

１ 新規・継続

令和３・令和４年度の競争入札参加資格を有していた方は、「継続」の欄に○をしてください。それ以外の方は「新規」の欄に○をしてください。

２ 事業所の概要

- (1) 法人設立登記（個人の場合は開業）
法人の場合は設立登記年月日を、個人の場合は開業年月日を記入してください。
- (2) 資本金
法人の形態によって次の金額を記入してください。
 - ① 株式会社・有限会社 …… 登記上の資本金額（払込資本金）
 - ② 合名会社・合資会社 …… 貸借対照表の資本金額
 - ③ 財団法人・社団法人 …… 貸借対照表の基金金額
 - ④ 社会福祉法人 …… 貸借対照表の基金（基本財産）
 - ⑤ 特定非営利活動法人 …… 貸借対照表の正味財産の金額
- (3) 従業員数
代表者並びに本店及び支店等の従業員数を含めた人数を記入してください。なお、従業員数には、１か月以上の期間を定めて雇用している従業員も含まれます。

３ 希望する営業の分類

「(1) 物品の購入等」「(2) 物品の賃貸借」「(3) 業務の委託」に分かれていますので、それぞれに希望する営業の分類を記入してください。

- (１) 中分類
 - ① 法人の場合
登記事項証明書に記載されている具体的な目的の範囲内で、希望順に別表１の入札

参加希望項目分類表の中分類の番号と名称を記入してください。希望する業種が登記事項証明書に具体的に記載されていない場合は、希望する業種の事業内容が確認できる書類（契約書、請書、請求書（控）、納品書（控）などの写し）を提出してください。

② 個人の場合

営業証明書に記載されている業種のうち、希望順に別表１の入札参加希望項目分類表の中分類の番号と名称を記入してください。希望する業種が営業証明書に希望する業種が記載されていない場合は、希望する業種の事業内容が確認できる書類（契約書、請書、請求書（控）、納品書（控）などの写し）を提出してください。

（２）具体的な取扱品目

実際に取り扱っている主な品目を記入してください。

（３）登記簿の目的欄に記載されている事項の該当番号

希望する中分類が登記簿上、どの項目に該当するのか登記事項証明書の目的欄の該当番号を記載してください。

なお、個人の場合は記入不要です。

4 営業に必要な許可等

「３ 希望する営業の分類」に記載した品目又は業務の営業に関する許可等を有している場合、その有している許可等に該当する別表２に掲げる番号を記載してください。「35 その他」又は「54 その他」の場合は、許可等の名称を記入してください。

5 最近１年間の収支決算

法人の方は、審査基準日時点で確定している決算の収支状況等について記入してください。

個人の方は、審査基準日時点において最も新しい確定申告書等による決算の収支状況を記入してください。

6 主な契約（納入）実績（上記決算期における実績）

「５ 最近１年間の収支決算」の「上記総売上高のうち、「３ 希望する営業の分類」に該当する業種の売上高」について、主なものの契約（納入）実績を江差町と他の官公庁、民間企業に区分して記入してください。

江差町との契約（納入）実績の場合は、課名等を記入してください。

7 本申請に係る連絡先

この申請について照会を行う場合がありますので、担当の方の連絡先を記入してください。